

## (一財) 茨城県建築センター構造計算適合性判定

### 【判定の流れ】

#### 1. 事前連絡

判定を申請しようとする方は、事前に電話又はメール等でご連絡願います。

#### 2. 判定依頼

- ・ 申請書類
  - ① 判定申請書 (正副 2 部)
  - ② 建築計画概要書 (確認申請図書と同じもの) (1 部)
  - ③ 添付書類 (正副 2 部)  
(意匠図、構造図、構造計算書、その他必要な書類)
  - ④ 委任状 (1 部)
  - ⑤ 判定連絡票 (1 部)
- ・ 様式はダウンロードして下さい。

#### 3. 申請は直接窓口に申請されるか、郵送でお願いいたします。

##### ① 直接窓口に申請する場合。

- ・ 窓口は県南事務所です。  
〒300-2655  
茨城県つくば市島名 2920 (万博公園西 F28 街区 6)  
一般財団法人 茨城県建築センター県南事務所 構造部
- ・ 申請手数料は窓口で受け付けいたします。指定口座に振り込みも可能です。
- ・ 引受書を交付致します。

##### ② 郵送で申請する場合。

- ・ 事前に物件の概要について、判定申請書・判定連絡票をメールか FAX でお知らせ願います。

TALL 029-886-3211

Mail kouzou-honbu4@ibakenju.or.jp

- ・ 申請書類を郵送願います。
- ・ 手数料は指定銀行へ建築主名で振り込んでいただき、入金を確認した上で、送付していただいた申請書等に不足ない場合は、引受いたします。

(指定口座)

〒310-0852

水戸市笠原町978番30

一般財団法人 茨城県建築センター 構造部

常陽銀行 県庁支店

口座普通

口座番号 1160093

口座名義 一般財団法人 茨城県建築センター

電話番号 029-305-7300

- ・お振込みが確認出来しだい引受書を発行いたします。
- ③郵送料金をご負担願います。
- ④判定手数料の請求書が必要な場合はその旨申し出てください。

#### 4. 判定

判定後のフローは補正方法をご覧ください。

#### 5. 判定通知書の発行

##### ①直接窓口に来られる場合

- ・窓口で、①判定通知書、②副本をお渡しいたします。

##### ②郵送をご希望される場合

- ・郵送で①判定通知書、②副本を返送いたします。

なお、送料は当センターが負担いたします。

#### 6. 取り下げ通知書

判定を取り下げる場合に、取り下げ届けを提出してください。

判定手数料はお返しできません。